

見之左記要求書ヲ提出来ル四日午前十時迄
二回答ヤレ度トト述ハ退出セリ

要 求 書

- 一 會社規定ノ勤続手当 甲第ノ外、其ノ際左記ノ
 一 解雇手当ヲ支給スルノ度ニ
 但シ三ヶ月前未償ノ者ニ付シテ 甲第 二十日分ヲ
 支給スルコト
 - 二 解散ノ通告ヨリタル翌日ヨリ 満手當ヲ支給
 ノ日ヲ列長給ヲ支給スルコト
 - 三 民法四二七條ニ基テ 職責手當ヲ支給スルコト
 - 四 全稼工ニ付シテ金二万圓ヲ支給スル事
- (以上)

是ヲ會社内規ニ依リ勤続手当(甲第)左
通

三ヶ月前未償	二週目分
三ヶ月前以上	三十日分
五ヶ月前以上	六十日分
八ヶ月前以上	百二十日分
十ヶ月前以上	百六十日分
十ヶ月前以上	二百二十日分

十ヶ月前以上ハ一ヶ月前ヲ増スル母ニ二十日分ヲ加算ス

申(通)報先
内相次及、局長
社会局長官

検事正 憲兵隊長